

阿賀野市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月24日

阿賀野市長 加藤博幸

#### 阿賀野市規則第35号

阿賀野市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成16年阿賀野市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第2項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を「て」に改める。

第12条の3第2項中「1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（」及び「当該」を削り、「時間）を超えない範囲内の時間」を「時間の範囲内」に改める。

第22条を第23条とし、第21条の次に次の1条を加える。

（3歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等の期間）

第22条 条例第18条の2第2項で定める期間は、対象職員の子が1歳11月に達する日の翌々日から2歳11月に達する日の翌日までの1年間とする。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。